

保護者 各位

多摩市子ども青少年部児童青少年課

令和2年3月分の学童クラブ費及び延長育成料について

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

3月2日より、学童クラブではコロナウイルス感染防止のため、自宅や親戚宅等で過ごしていただくよう協力をお願いしてきたところです。その結果、多くの皆様にご協力いただきながら運営を行っています。

ここで、令和2年3月分の学童クラブ費及び延長育成料について、1カ月間で1日も学童クラブへの出席がなかった場合は、料金を免除します。つきましては、以下の期間内に手続きをしてくださるようお願いいたします。なお、口座振替の登録をされている方は、3月30日に一度料金の引き落としがかかりますので、後日返金の手続きを別途していただきます。お手数ですがご対応をよろしく申し上げます。

※ 1日も利用がなかった場合でも、期間内に手続きをしていただかないと免除になりません。

【 対象 】

令和2年3月の1カ月間で1日も学童クラブへ出席しなかった児童

【 手続締切日 】

4月3日（金）

【 手続 】

「**学童クラブ退所届**」を学童クラブまたは児童青少年課へ提出してください。

※退所年月日は、「令和2年2月29日」と記入してください。

※ 書類は、各学童クラブ・児童青少年課の窓口、または多摩市公式ホームページにあります。

※ 郵送は不可となります。

※ インターネットが利用できる環境であれば、**電子申請サービスもご利用いただけます。**

その場合は、多摩市公式ホームページのサイト内検索（トップページ上部）にて「インターネット手続き」を検索していただき、操作マニュアルに沿って手続きをお願いします。

※ 来年度4月以降の申請をされている方へ：

学童クラブは単年度管理のため、今回の退所手続きをしても**来年度の入所決定に影響はありません。**

※口座振替の登録をされている方は、基本的に3月30日に料金が引き落とされます。この場合、退所届受理後に「学童クラブ費の返金について（通知）」と「学童クラブ費等返還請求書」を送付しますので、同封の返信用封筒で返還請求書を提出していただきます。

【 問い合わせ先 】

多摩市子ども青少年部児童青少年課児童係 TEL：042-338-6884 FAX：042-372-7988